

特定猟具使用禁止区域（銃器）

一 東葛飾・市川船橋浦安沖特定猟具使用禁止区域（銃器）

次の（一）から（八）までに掲げる区域

(二) 市川市の全域（ただし、行徳鳥獣保護区を除く。）

(二) 船橋市の全域（ただし、船橋鳥獣保護区を除く。）

(三) 松戸市の全域

(四) 流山市の全域

(五) 鎌ヶ谷市の全域

(六) 浦安市の全域

(七) 東京都江東区荏洲三丁目三五番地先海上の東京都所管の東防波堤の南端（北緯三五度三六分四三秒、東経二三九度四九分四一秒）、浦安市千鳥地先海上の海上保安庁所管の浦安沖灯標（北緯三五度三六分四六秒、東経二三九度五三分四一秒）及び習志野市茜浜三丁目四一番の南端を順次直線で結んだ線の北側の海上部分（ただし、東京都の区域を除く。）

[illegible]

二 梅ヶ瀬特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市大久保一、〇二五番七ほか二九筆の千葉直立君津青葉高等学校梅ヶ瀬演習林

三 国本特定獵具使用禁止区域（銃器）

市原市田淵一、二四番一地区先の県道市原天津小湊線（県道大多喜町見緑線との接点を起点とし、同所から県道大多喜町見緑線を北東へ進み市原市市道七二四六号線との接点に至り、同所から同市市道七二四六号線を南西へ進み同市市道七二六六号線との接点に至り、同所から同市市道七二六六号線を北西へ進み同市市道七七

八号線との接点に至り、同所から同市市道七二一八号線を南西へ進み県道大多喜君津線との接点に至り、同所から県道大多喜君津線を北西へ進み県道市原天津小湊線との接点に至り、同所から県道市原天津小湊線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四 新舊特定獵具使用禁止区域（銃器）

市原市新巻一九六番地の一ほか二五二筆の海上自衛隊市原送信所区域内

五 神崎町特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取郡神崎町小松地先の国道三五六号と香取郡神崎町国道一〇〇九号線の接点を起点とし、同所から国道三五六号を北東へ進み国道三五六号（バイパス）との接点に至り、同所から国道三五六号（バイパス）を南東へ進み香取郡神崎町国道一〇〇五号線との接点に至り、同所から同町国道一〇〇五号線を南東へ進み同町国道二〇〇八号線との接点に至り、同所から同町国道二〇〇八号線を南西へ進み同町立野一二番地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を北西へ進み同町国道一〇〇六号線との接点に至り、同所から同町国道一〇〇六号線を南西へ進み同町立野五四二番二地先の赤道との交点に至り、同所から同赤道を北西へ進み同町国道三〇〇五号線との接点に至り、同所から同町国道三〇〇五号線を北東へ進み同町国道二〇〇五号線との接点に至り、同所から同町国道二〇〇五号線を北西へ進み同町国道一〇〇二号線との接点に至り、同所から同町国道一〇〇二号線を南西へ進み県道江戸崎神崎嶺との接点に至り、同所から県道江戸崎神崎嶺を南西へ進み同町国道三一一五号線との接点に至り、同所から同町国道三一一五号線を南東へ進み同町国道三一一五号線の終点へ至り、同所から同町国道三一一五号線の終点から南へ延長した直線を南へ進み成田市と香取郡神崎町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み県道江戸崎神崎嶺との接点に至り、同所から県道江戸崎神崎嶺を北東へ進み同町国道三一一三号線との接点に至り、同所から同町国道三一一三号線を北東へ進み同町国道三一一二号線との接点に至り、同所から同町国道三一一二号線を北東へ進み同町国道三二〇九号線との接点に至り、同所から同町国道三二〇九号線を西へ進み同町国道二〇〇三号線との接点へ至り、同所から同町国道二〇〇三号線を北東へ進み同町国道三二〇七号線との接点に至り、同所から同町国道三二〇七号線を北東へ進み同町国道一〇〇九号線との接点に至り、同所から同町国道一〇〇九号線を北西へ進み起点へ至る線で囲まれた区域

六 富貴特定獵具使用禁止区域（銃器）

富里市七栄地先の国道四〇九号と国道二九六号との交点を起点とし、同所から国道二九六号を西へ進み富里市市道一〇〇〇七号線との接点に至り、同所から同
市市道一〇〇〇七号線を北東へ進み富里市と印旛郡酒々井町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み成田市と富里市との境界線との接点に至
り、同所から同境界線を北東へ進み国道四〇九号との交点に至り、同所から国道四〇九号を南東へ進み同市市道一〇〇二三四号線との接点に至り、同所から同市市
道一〇〇二三四号線を北東へ進み同市市道一〇〇二三三号線との接点に至り、同所から同市市道一〇〇二三三号線を南東へ進み同市市道一〇〇〇二一号線との接点
に至り、同所から同市市道一〇〇〇二一号線を南西へ進み同市市道一〇〇三三六号線との接点に至り、同所から同市市道一〇〇三三六号線を南東へ進み同市市道一〇
一〇〇〇三三六号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一〇〇三三六号線を北東へ進み同市市道一〇一〇〇二四二号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一〇〇二四二号線
を南へ進み同市市道一〇一〇〇二四〇号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一〇〇二四〇号線を東へ進み県道八日市場佐倉線との接点に至り、同所から県道八日市場
佐倉線を北東へ進み県道八街三里塚線との接点に至り、同所から県道八街三里塚線を南西へ進み同市市道一〇一〇〇一四号線との接点に至り、同所から同市市道一〇
一〇〇一四号線を南西へ進み高崎川左岸との交点に至り、同所から高崎川左岸を北東へ進み同市市道三二〇二〇一號線との交点に至り、同所から同市市道三二〇二〇二
一號線を南西へ進み同市市道一〇一〇〇六六号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一〇〇六六号線を南東へ進み同市中沢一、五九六番二地先の農道との接点に
至り、同所から同農道を南西へ進み同市中沢一、六〇二番一九地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北西へ進み同市市道三二〇二〇六六号線との接点に至り、
同所から同市市道三二〇二〇六六号線を西へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

七 七ツ池特定猟具使用禁止区域（銃器）

銚子市長塚町四丁目地先の銚子市市道一〇二〇号線と同江市市道四〇一八五号線との接点を起点とし、同所から同江市市道四〇一八五号線を南西へ進み同江市市道四〇三三八号線との接続点に至り、同所から同江市市道四〇三三八号線を南西へ進み同江市市道四〇三四五号線との接続点に至り、同所から同江市市道四〇三四五号線を南東へ進み同江市市道四〇三五二号線との接続点に至り、同所から同江市市道四〇三五二号線を北東へ進み同江市市道四〇三五三号線との接続点に至り、同所から同江市市道一〇二七号線との接続点に至り、同所から同江市市道一〇二七号線を南西へ進み同江市市道一〇二九号線との接続点に至り、同所から同江市市道一〇二九号線を北西へ進む起点に至る線で囲まれた区域

○一〇号線を北西へ進む起点に至る線で囲まれた区域

旭市袋特定猟具使用禁止区域（銃器）

旭市二地先の県道八日市場井戸野旭線と旭市市道一〇〇二号線との接点を起点とし、同所から同市市道一〇〇二号線を北へ進み同市市道一〇〇一號線との接続点に至り、同所から同市市道一〇〇一號線を北へ進み同市市道一〇〇三號線との接続点に至り、同所から同市市道一〇〇三號線を北西へ進み同市市道一〇〇三號線との接続点に至り、同所から同市市道一〇〇三號線を北東へ進み県道旭小見川線との接続点に至り、同所から県道旭小見川線を北西へ進み同市市道一〇〇三號線との接続点に至り、同所から同市市道一〇〇三五號線を北東へ進み同市市道七九一番一地先の同市管理道路との接続点に至り、同所から同管理道路を北東へ進み同市蛇園七九〇番一地先の道路との接続点に至り、同所から同市蛇園七九〇番一地先の道路を南東へ進み県道銚子旭線との接続点に至り、同所から県道銚子旭線を南西へ進み県道飯岡停車場線との接続点に至り、同所から県道飯岡停車場線を南西へ進み同市市道一〇〇二三號線との接続点に至り、同所から同市市道一〇〇二三號線を南西へ進み同市市道二〇六六號線との接続点に至り、同所から同市市道二〇六六號線を北西へ進み同市市道A一五〇二三號線との接続点に至り、同所から同市市道A西へ進み同市市道二〇六六號線との接続点に至り、同所から同市市道二〇六六號線を北西へ進み同市市道一〇〇一〇號線との接続点に至り、同所から同市市道一〇〇一〇號線を北へ進み県道旭停車場線との接続点に至り、同所から県道旭停車場線を西へ進み県道八日市場井戸野旭線との接続点に至り、同所から県道八日市場井戸野旭線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

九 白浜特定猟具使用禁止区域（銃器）

南房総市白浜町滝口地先の南房総市市道四二二〇七号線と同市市道四一〇〇四号線との接点を起点とし、同所から同市市道四一〇〇四号線を西へ進み泉道館山白浜線との接点に至り、同所から泉道館山白浜線を北東へ進み館山市と南房総市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同市白浜町白浜、五九〇番二地先の馬喰川支流左岸との交点に至り、同所から馬喰川支流左岸を南東へ進み同市市営白浜ダム堰堤との接点に至り、同所から同市市営白浜ダム堰堤を南西へ進み林道白浜線との接点に至り、同所から林道白浜線を南西へ進み同市市道四三三八三号線との接点に至り、同所から同市市道四三三八三号線を南西へ進み農道四四号線との接点に至り、同所から農道四四号線を南へ進み同市市道四二二〇七号線との接点に至り、同所から同市市道四二二〇七号線を南へ進み起点に至る線に囲ま

十 豊房特定猟具使用禁止区域（銃器）

十二 安房中央特定獵具使用禁止区域（銃器）

館山市北条地先の国道二二八号と館山市市道一〇三四号線との接点を起点とし、同所から同市市道一〇三四号線を南西へ進み同市市道三七〇号線との接点に至り、

十二 大房岬特定獵具使用禁止区域（銃器）

十三 岩婦特定猟具使用禁止区域（銃器）

十四 田子么特定獵具使用禁止区域（銃器）

十五 鋸山特定猟具使用禁止区域（銃器）

十六 郡特定獵具使用禁止区域（銃器）

君津市郡地先の国道二十二号と県道絹郡線との接点を起点とし、同所から国道二十二号を南西へ進み君津市市道小山野・富津線との接点に至り、同所から同市市道小山野・富津線を南西へ進み富津市市道旧国道線との接点に至り、同所から同市市道中上線との接点に至り、同所から同市市道中上線へ進み同市市道梅田山入線との接点に至り、同所から同市市道梅田山入線を北東へ進み県道絹郡線を北東へ進み起る上線へ進み同市市道梅田山入線との接点に至り、同所から同市市道梅田山入線との接点に至り、同所から同市市道梅田山入線との接点に至る点に至る線で囲まれた区域

所から同市市道土気町二三号線を南西へ進み県道千葉大網線との接点に至り、同所から県道千葉大網線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二十八 大網柳橋特定猟具使用禁止区域（銃器）

大網白里市柳橋地先の県正気茂原線と東金市と大網白里市との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を東へ進み同市桂山と同市九十根との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市桂山二八六番三地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南西へ進み同市市道二一〇二〇号線との接点に至り、同所から同市市道三一〇二〇〇号線を南西へ進み同市市道三一〇二〇八号線との交点に至り、同所から同市市道三一〇二〇八号線を北西へ進み同市市道三一〇一九三号線との接点に至り、同所から同市市道三一〇一九三号線を南西へ進み県道山田台大網白里線との接点に至り、同所から県道山田台大網白里線を北西へ進み同市市道三一〇一八六号線との接点に至り、同所から同市市道三一〇一八六号線を北西へ進み同市柳橋八〇一番七地先の道路との接点に至り、同所から同市柳橋八〇一番七地先の道路を北西へ進み同市市道三一〇一八四号線との接点に至り、同所から同市市道三一〇一八四号線を南西へ進み同市市道三一〇一八二号線との接点に至り、同所から同市市道三一〇一八二号線を北西へ進み県道正気茂原線との接点に至り、同所から県道正気茂原線を北へ進み同市市道三一〇二五五号線との接点に至り、同所から同市市道三一〇一五五号線を北西へ進み同市市道三一〇一七四号線との交点に至り、同所から同市市道三一〇一七四号線を北東へ進み同市市道三一〇一六四号線との接点に至り、同所から同市市道三一〇一六四号線を西へ進み同市市道三一〇一六六号線との接点に至り、同所から同市市道三一〇一六六号線を北西へ進み同市市道三一〇一六七号線との接点に至り、同所から同市市道三一〇一六七号線を北東へ進み東金市と大網白里市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二十九 佐倉特定猟具使用禁止区域（銃器

[illegible]

三十四街道佐倉特定獵具使用禁止区域（銃器）

佐倉市小竹干拓地先の手繰りと印旛広西部調整池堤防尻との交点を起点とし、同所から印旛広西部調整池堤防尻を南東へ進み佐倉市市道三一〇号線との接点に至り、同所から同市市道三一〇号線を南東へ進み国道二九六号との接点に至り、同所から国道二九六号を北西へ進み同市市道三一五二二号線との接点に至り、同所から同市市道三一五二二号線を南西へ進み佐倉市立印南小学校の敷地との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同市市道二二三番八地先の民有地との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同市市道三一五二二号線との接点に至り、同所から同市市道三一五二二号線を南西へ進み同市市道一六一六号線との接点に至り、同所から同市市道一六一六号線を南東へ進み同市市道一七一七号線との接点に至り、同所から同市市道一七一七号線を南西へ進み同市市道七一九九号線との接点に至り、同所から同市市道七一九九号線を南東へ進み同市市道七一九九号線を南西へ延長した直線を南西へ進み佐倉市立千代田小学校の敷地との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市市道一七一七号線との接点に至り、同所から同市市道一七一七号線を南西へ進み泉道千葉臼井印西線との接点に至り、同所から泉道千葉臼井印西線を南へ進み同市市道七一九九号線との接点に至り、同所から同市市道七一九九号線を北

東へ進み佐倉市と四街道市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み県道佐倉停車場千代田線との交点に至り、同所から県道佐倉停車場千代田線を南へ進み四街道市市道三〇一八三号線との接点に至り、同所から同市市道二〇一八三号線を南東へ進み同市市道二〇一七号線との交点に至り、同所から同市市道二〇一七号線を南東へ進み同市市道三〇一八二号線との交点に至り、同所から同市市道三〇一八一号線を西へ進み県道佐倉停車場千代田線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同市市道二〇一七号線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同市市道二〇一七号線との接点に至り、同所から同市市道二〇一七号線を北東へ進み同市物井一番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市市道二〇二三号線との接点に至り、同所から同市市道二〇二三号線を南西へ進み同市市道三〇一七五号線との交点に至り、同所から同市市道三〇一七五号線を南東へ進み鹿島川左岸堤防法尻との接点に至り、同所から鹿島川左岸堤防法尻を南西へ進み同市市道二〇一五号線との接点に至り、同所から同市市道二〇一五号線を西へ進み東日本旅客鉄道株式会社総武本線との接点に至り、同所から東日本旅客鉄道株式会社総武本線を南西へ進み同市市道二〇一九号線との交点に至り、同所から同市市道二〇一九号線を南東へ進み同市市道四〇一二七号線との接点に至り、同所から同市市道四〇一二七号線を北東へ進み同市市道四〇一二五号線との接点に至り、同所から同市市道四〇一二六号線との接点に至り、同所から同市市道四〇一二六号線を北東へ進み鹿島川左岸堤防法尻との接点に至り、同所から鹿島川左岸堤防法尻を南東へ進み佐倉市と四街道市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市みそら四丁目三〇番三地先の水路との接点に至り、同所から同水路を南西へ進み同市市道二〇一六号線との交点に至り、同所から同市市道二〇一六号線を北西へ進み同市市道二〇一七号線との接点に至り、同所から同市市道二〇一七号線を北西へ進み国道五一号との接点に至り、同所から国道五一号を北東へ進み同市市道四〇一五〇号線との接点に至り、同所から同市市道四〇一五〇号線を南東へ進み同市市道四〇一五三三号線との接点に至り、同所から同市市道四〇一五三三号線を南西へ進み同市市道四〇一四九号線との接点に至り、同所から同市市道四〇一四九号線を北東へ進み同市吉岡七九四番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を東へ進み同市吉岡七九六番地先の水路との接点に至り、同所から同水路を南へ進み県道浜野四街道長沼線との交点に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を南東へ進み千葉市市道谷当町七二号線との接点に至り、同所から同市市道谷当町七二号線を南西へ進み県道浜野四街道長沼線との接点に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を南東へ進み同市市道下田町七号線との交点に至り、同所から同市市道下田町七号線を南西へ進み同市市道坂目町下田町線との接点に至り、同所から同市市道坂目町下田町線を南東へ進み同市市道若松町金親町線との交点に至り、同所から同市市道若松町金親町線を北西へ進み千葉市と四街道市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み千葉市と佐倉市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み佐倉市と八千代市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み佐倉市市道二一一二号線との接点に至り、同所から同市市道二一一二号線を北東へ進み同市市道二一一三九号線との接点に至り、同所から同市市道二一一三九号線を北東へ進み同市先崎千拓三八番地先の独立行政法人水資源機構管理用道路との接点に至り、同所から同管理用道路を北東へ進み印旛沼西部調整池堤防法尻との接点に至り、同所から印旛沼西部調整池堤防法尻を南東へ進み起点に至る線にて囲まれた区域

三十一 丹ノ尾台・山田台特定猟具使用禁止区域（銃器）

八街市山田地先の国道二二六号と八街市市道二〇〇一〇号線との接点を起点とし、同所から同江市市道二〇〇一〇号線を北へ進み同江市市道二〇〇八号線との接点に至り、同所から同江市市道二〇〇八号線を西へ進み同江市市道二〇〇一〇号線との接点に至り、同所から同江市市道二〇〇一〇号線を北東へ進み県道岩富山田台線との接点に至り、同所から県道岩富山田台線を南東へ進み同江市市道二二七号線との接点に至り、同所から同江市市道二二七号線を北東へ進み同江市市道二二九号線との接点に至り、同所から同江市市道二二九号線を北東へ進み同江市市道二二六号線との接点に至り、同所から同江市市道二二六号線を北東へ進み同江市市道二二八号線との接点に至り、同所から同江市市道二二八号線を南東へ進み県道東金山田台線との接点に至り、同所から県道東金山田台線を南西へ進み国道二二六号との接点に至り、同所から国道二二六号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十二 鶴枝特定猟具使用禁止区域（銃器

茂原市早野地先の県道茂原大多喜線を茂原市市道一級八号線との接点を起点とし、同所から同市市道一級八号線を北東へ進み同市市道一級五号線との交点に至り、同所から同市市道一級五号線を南東へ進み県道茂原境塚線との接点に至り、同所から同市市道一級一〇号線との接点に至り、同所から同市市道一級一〇号線を南へ進み茂原市と長生郡長南町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み県道茂原大多喜線との交点に至り、同所から県道茂原大多喜線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十三 釐田特定猟具使用禁止区域（銃器）

千葉市緑区萱田二丁目地先の県道千葉大網線と千葉市市道萱田町野邑町線との接点を起点とし、同所から同市市道萱田町野邑町線を北東へ進み同市市道古市市場町高田町線との交点に至り、同所から同市市道古市市場町高田町線を東へ進み同市市道高田町二二〇号線との接点に至り、同所から同市市道高田町二二〇号線を南東へ進み同市市道高田町一八二号線との接点に至り、同所から同市市道高田町一八二号線を南西へ進み県道萱田停車場中野線との接点に至り、同所から同市市道高田町一八二号線を南西へ進み県道千葉大網線との接点に至り、同所から県道千葉大網線を北西へ進み起点に至る線に囲まれた区域

三十四 君津特定猟具使用禁止区域（銃器

君津市南土安七丁目地先の国道二一七号と君津市市道坂田・九十九坊線との交点を起点とし、同所から同市市道坂田・九十九坊線を南東へ進み同市市道七号幹線との接点に至り、同所から同市市道七号幹線を南東へ進み同市市道三号幹線(東)との接点に至り、同所から同市市道二号幹線(東)を南東へ進み同市市道三直字学校線との接点に至り、同所から同市市道三直字学校線を北東へ進み同市市道三直、上新田一号線との接点に至り、同所から同市市道三直、上新田一号線を南東へ進み同市市道三直、台谷一号線との接点に至り、同所から同市市道三直、台谷一号線を南東へ進み同市市道三直、台谷一号線を南東へ進み同市市道三直、二六四番五地先に至り、同所から同市市道三直、台谷一号線を南東へ進み同市市道二号幹線一四号支線との接点に至り、同所から同市市道二号幹線一四号支線を北東へ進み同市市道二号幹線、四号支線の終点に至り、同所から同市市道二号幹線、四号支線の終点から東へ延長した直線を東へ進み東関東自動車道館山線との交点に至り、同所から東関東自動車道館山線を南へ進み県道君津鴨川線との交点に至り、同所から県道君津鴨川線を東へ進み同市市道三直、上郷線との接点に至り、同所から同市市道三直、上郷線を南西へ進み同市市道三直、練木線との接点に至り、同所から同市市道三直、練木線を南東へ進み同市市道中島・練木線との接点に至り、同所から同市市道中島・練木線を東へ進み同市市道大鷲・練木線との接点に至り、同所から同市市道大鷲・練木線を北東へ進み同市市道大鷲、百目木線との接点に至り、同所から同市市道大鷲、百目木線を北東へ進み県道君津鴨川線との接点に至り、同所から県道君津鴨川線を南東へ進み同市市道市宿・日渡根線との接点に至り、同所から同市市道市宿・日渡根線を南西へ進み同市市道君津・清和線との接点に至り、同所から同市市道君津・清和線を北へ進み同市市道

糠田線との接点に至り、同所から同市道糠田線を南西へ進み同市道糠田、台線を南西へ進み同市道糠田四五六番八地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を南西へ進み同市道中島・荻作線との接点に至り、同所から同市道中島・荻作線を北へ進み同市道泉・中小線との接点に至り、同所から同市道泉・中小線を南西へ進み同市道六手・中島線との接点に至り、同所から同市道六手・中島線を北西へ進み県道荻作君津線との接点に至り、同所から県道荻作君津線を北西へ進み国道二七号との接点に至り、同所から国道二七号を南東へ進み同市道四号幹線との交点に至り、同所から同市市道四号幹線を北西へ進み県道君津青堀線との接点に至り、同所から県道君津青堀線を南西へ進み富津市市道大堀二間塚線との接点に至り、同所から同市市道大堀二間塚線を北西へ進み同市市道旧役場五区線との接点に至り、同所から同市市道旧役場五区線を北西へ進み同市市道大堀二間塚線との接点に至り、同所から同市市道大堀二間塚線を北西へ進み同市市道坂口線との接点に至り、同所から同市市道坂口線を北東へ進み同市市道坂口線が北東方向へ曲がる屈折点に至り、同所から同市市道坂口線を北東へ延長した直線を北東へ進み同市市道坂口二号線との交点に至り、同所から同市市道坂口二号線を北東へ進み同市大堀一、八一七番一三地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を北西へ進み国道一六号との接点に至り、同所から国道一六号を北東へ進み県道木更津富津線との接点に至り、同所から県道木更津富津線を北東へ進み木更津市と君津市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同市北子安八八番三地先の国道二七号との接点に至り、同所から国道二七号を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十八 野呂特定獵具使用禁止区域（銃器）

千葉市若葉区野呂町地先の国道二六号と千葉市市道野呂町五五六号線との接点を起点とし、同所から同市市道野呂町一四号線との接点に至り、同所から同市市道野呂町一四号線を北東へ進み同市市道古泉町八一一号線との接点に至り、同所から同市市道古泉町八一一号線を北へ進み同市市道中田町一五〇号線との接点に至り、同所から同市市道中田町一五〇号線を北に進み同市若葉区古泉町三八九番一地先の道路との接点に至り、同所から同市市道中田町一五〇号線を北東へ進み同市市道古泉町三八九番一地先の道路を北東へ進み同市市道中田町一五〇号線との接点に至り、同所から同市市道中田町一五〇号線を北東へ進み同市若葉区古泉町三八九番一地先の道路との接点に至り、同所から同市若葉区古泉町四八九番一地先の道路を北東へ進み同市市道古泉町一四号線との接点に至り、同所から同市市道古泉町一四号線を南東へ進み国道二六号との接点に至り、同所から国道二六号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十七 安須特定獵具使用禁止区域（銃器）

市原市浅井小向地先の市原市市道一三三号線と同市市道五一六五号線との接点を起点とし、同所から同市市道五一六五号線を北東へ進み同市市道八四〇九号線との接点に至り、同所から同市市道八四〇九号線を南西へ進み同市市道五〇三八号線との接点に至り、同所から同市市道五一八号線を北東へ進み同市市道一三三号線との接点に至り、同所から同市市道一三三号線を南東へ進み同市市道六五一八号線との接点に至り、同所から同市市道六五一八号線を北東へ進み同市市道一三三号線との接点に至り、同所から同市市道一三三号線を北西へ進み同市市道六〇一〇号線との接点に至り、同所から同市市道六〇一〇号線を北西へ進み県道南総姉崎線との接点に至り、同所から県道南総姉崎線を北西へ進み同市市道六四七九号線との接点に至り、同所から同市市道六四七九号線を北東へ進み同市市道五〇四四号線との接点に至り、同所から同市市道五〇四四号線を北東へ進み同市市道一三三号線との接点に至り、同所から同市市道一三三号線を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十八 荒木根特定獵具使用禁止区域（銃器）

いすみ市大野地先の荒木根ダム堤防といすみ市大野三、九九〇番四六地先の荒木根ダム管理用道路との接点を起点とし、同所から荒木根ダム管理用道路を南東へ進み県道天津小湊夷隅線との接点に至り、同所から県道天津小湊夷隅線を南西へ進み勝浦市市野郷一、三七六番三〇地先の管理道路との接点に至り、同所から同管
理道路を北西へ進み同市市野郷一、三七六番八地先の水路との接点に至り、同所から同水路を北西へ進み渚原堰の南端に至り、同所から渚原堰東岸を北西へ進み夷
隅郡大妻町石神一、四五八番三二地先の荒木根ダム管理用道路との接点に至り、同所から荒木根ダム管理用道路を北西へ進み荒木根ダム堤防との接点に至り、同
所から荒木根ダム堤防を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十九 大戸見特定猟具使用禁止区域（銃器）

君津市大坂地先の君津市市道久留里松丘線と国道四一〇号との接点を起点とし、同所から国道四一〇号を南東へ進み同市市道岡田戸見線との接点に至り、同市市道岡田戸見線を南西へ進み同市市道久留里松丘線との接点に至り、同所から同市市道久留里松丘線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十 上泉特定猟具使用禁止区域（銃器）

袖ヶ浦市上泉地先の袖ヶ浦市上泉一、七六四番九の七地先の農道と同市市道飯富上泉線との接点を起点とし、同所から同市市道飯富上泉線を東へ進み県道千葉鴨川線との交点に至り、同所から県道千葉鴨川線を南へ進み同市市道上泉二三号線との接点に至り、同所から同市市道上泉二三号線を北東へ進み県道上高根北袖線との接点に至り、同所から県道上高根北袖線を南東へ進み同市市道永吉上泉線との交点に至り、同所から同市市道永吉上泉線を南東へ進み県道南総昭和線との接点に至り、同所から県道南総昭和線を南西へ進み県道千葉鴨川線との交点に至り、同所から県道千葉鴨川線を北東へ進み同市市道上泉二三号線との接点に至り、同所から同市市道上泉二三号線を北西へ進み同市市道飯富上泉線との接点に至り、同所から同市市道飯富上泉線を西へ進み同市市道下泉一号线との接点に至り、同所から同市市道下泉一号线を南西へ進み同市市下泉一、三八九番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を西へ進み同市市下泉一、三九七番一地先の農道との交点に至り、同所から同農道を北へ進み同市上泉一、七六四番一の一地先の農道との交点に至り、同所から同農道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十一 坂田池特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武郡横芝光町坂田池地先の山武郡横芝光町道Ⅰ―一〇号線と県道横芝下総線との接点を起点とし、同所から県道横芝下総線を南東へ進み同町道A三〇四号線との接点に至り、同所から同町道A三〇四号線を南東へ進み同町道A三〇六号線との接点に至り、同所から同町道A三〇六号線を南西へ進み県道横芝下総線との接点に至り、同所から県道横芝下総線を北西へ進み同町道B二〇七号線との接点に至り、同所から同町道B二〇七号線を南西へ進み山武市と山武郡横芝光町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町道Ⅱ―四号線との接点に至り、同所から同町道Ⅱ―四号線を西へ進み同町道B一九八八号線との接点に至り、同所から同町道B一九八八号線を北西へ進み同町道B一九八九号線との接点に至り、同所から同町道B一九八九号線を北東へ進み同町道Ⅰ―一〇号線との接点に至り、同所から同町道Ⅰ―一〇号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十二 犬吠特定獵具使用禁止区域（銃器）

銚子市唐子町地先の国道一六六号と東日本旅客鉄道株式会社総武本線との交点を起点とし、同所から東日本旅客鉄道株式会社総武本線を南東へ進み銚子電気鉄道株式会社銚子電気鉄道線との接点に至り、同所から銚子電気鉄道株式会社銚子電気鉄道線を南東へ進み銚子市市道新生長崎町線との交点に至り、同所から同市市道新生長崎町線を南東へ進み県道銚子公園線との接点に至り、同所から県道銚子公園線を南東へ進み同市市道長崎町九号線との接点に至り、同所から県道銚子公園線

四十八 千倉特定獵具使用禁止区域（銃器）

南房総市千倉町川戸地先の南房総市市道千倉一一号線と県道館山大貫千倉線との接点を起点とし、同所から県道館山大貫千倉線へ進み県道館山千倉線との接点に至り、同所から県道館山千倉線を南東へ進み同市市道千倉一一号線との接点に至り、同所から同市市道千倉一一号線を南西へ進み同市市道一一一号線との接点に至り、同所から同市市道一一一号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十九 袖ヶ浦市神納特定獵具使用禁止区域（銃器）

袖ヶ浦市蔵波地先の県道袖ヶ浦姉崎停車場線と袖ヶ浦市市道神納四二号線との接点を起点とし、同所から同市市道神納四二号線を南東へ進み同市市道奈良輪蔵波線との交点に至り、同所から同市市道奈良輪蔵波線を東へ進み同市市道飯富蔵波台線との接点に至り、同所から同市市道飯富蔵波台線を南西へ進み同市市道神納橋線との接点に至り、同所から同市市道神納橋線を西へ進み同市市道神納二五号線との接点に至り、同所から同市市道神納二五号線を北西へ進み同市市道奈良輪蔵波線との接点に至り、同所から同市市道奈良輪蔵波線を北西へ進み同市奈良輪一九二番一の南端に至り、同所から同所と県道袖ヶ浦中島木更津線と同市奈良輪二〇八番一の西端との接点を結んだ直線を北西へ進み県道袖ヶ浦中島木更津線と同市奈良輪三〇八番一の西端との接点に至り、同所から県道袖ヶ浦中島木更津線を北東へ進み県道袖ヶ浦姉崎停車場線との接点に至り、同所から県道袖ヶ浦姉崎停車場線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

五十 姉ヶ崎カントリー倶楽部特定獵具使用禁止区域（銃器）

市原市立野一六五番地の一ほか三〇二筆の姉ヶ崎カントリー倶楽部の区域内及び同市中高根一、一六六番地ほか三七二筆の立野マシック・ゴルフ倶楽部の区域内